

盛岡広域振興局長告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年7月24日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市葉の木沢山361番1の一部、361番6、361番7、365番、366番、367番、1321番8の一部、1321番10、1344番1の一部及び1346番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市下ノ橋町5番1号 有限会社ジャスティス開発